

以下に該当する方は、固定資産を処分する権利を有する者として、固定資産課税台帳登録事項証明書等及び固定資産課税台帳の写しの交付を申請できます。

- 破産法第 74 条の規定により破産管財人に選任された者
- 破産法第 91 条第 2 項の規定により保全管理人に選任された者
- 会社更生法第 30 条第 2 項の規定により保全管理人に選任された者
- 会社更生法第 42 条第 1 項の規定により管財人に選任された者
- 預金保険法第 77 条第 2 項の規定により金融整理管財人に選任された者および同法第 126 条の 5 第 1 項の規定による特定管理を命ずる処分があった場合における預金保険機構
- 農水産業協同組合貯金保険法第 85 条第 2 項の規定により管理人に選任された者
- 保険業法第 242 条第 2 項の規定により保険管理人に選任された者
- 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第 11 条第 2 項の規定により金融整理管財人に選任された者
- 民事再生法第 64 条第 2 項の規定により管財人に選任された者
- 民事再生法第 79 条第 2 項の規定により保全管理人に選任された者
- 外国倒産処理手続きの承認援助に関する法律第 32 条第 2 項の規定により承認管財人に選任された者
- 外国倒産処理手続きの承認援助に関する法律第 51 条第 2 項の規定により保全管理人に選任された者